入 札 公 告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和３９年３月３１日島根県規則第２２号。以下「会計規則」という。）第６０条に基づき公告します。また、当該工事は、以下の適用対象工事です。

・最低制限価格

令和元年７月１６日

公益社団法人 島根県林業公社理事長　松尾　秀孝

記

１　担当課　　公益社団法人 島根県林業公社 総務企画課　　TEL0852-32-3185
〒690-0876　島根県松江市黒田町４３２番地１

２　入札に付する事項

工事名	令和元年度（平成３０年度補正）合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業林業専用道（規格相当）吉田1384号線2工区開設工事 （以下「本件工事」という。）	工事概要	工事延長 Ｌ＝ 271m 掘削工　5,060 ㎥ 盛土工　1,126 ㎥ 上置工　1,344 ㎡ 木製横断工　31.0 m
工事場所	島根県雲南市吉田町川手　地内		
予定工期	令和元年１２月２７日		
予定価格	１０，５１４，２４６円 （消費税及び地方消費税相当額を除く。）		
支払条件	前金払 契約金額の１００分の４０以内 部分払 ３回以内 ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。 （契約後の変更は不可）		
契約保証金	契約金額の１００分の１０以上		
入札保証金	免除する。		

３　入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

平成３１・３２年度島根県建設業有資格者名簿に登載され、かつ、以下の「工事種別」を希望していること。また、次に掲げる条件をすべて満足すること。

工事種別	一般土木工事	格付又は総合点数	Ｂ等級及びＡ等級
建設工事の種類	土木一式工事		

許 可 業 種	土木工事業	許可区分	指定なし
営業所所在地	建設業法（昭和２４年法律第１００号）に規定する主たる営業所を雲南県土整備事務所管内（仁多土木事務所管内を除く）に有すること。		
工事実績等	ア　公共事業において、元請又は共同企業体（経常ＪＶを除く）の構成員（ただし出資比率２０％以上）として、以下の工事を完成及び引き渡しが完了（以下「完了」という。）した実績があること。 ・発注者：国（公団とその後継会社、公社を含む）、島根県（公社含む）、島根県内の市町村 ・建設工事の種類：土木一式工事 ・実績の内容：１契約で税込み最終金額が５百万円以上 ※国（公団とその後継会社、公社を含む）、島根県（公社含む）、島根県内の市町村の実績は、平成１５年度以降、入札公告日前日までに完了した工事を対象とする。 ※経常ＪＶにあっては、経常ＪＶ又は構成員単体で同上の施工実績があること。		
配 置 技 術 者	ア　配置技術者は、建設業法第７条第２号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者とし、以下エに該当する場合を除き、契約日時点において配置できる技術者とする。 イ　配置技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係を必要とする。 ウ　競争参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出する時に、他の工事（以下「他工事」という。）に配置技術者を専任で配置する可能性があるとの理由により、配置技術者を特定できない場合には、優先順位を付けた複数の候補者を提出することができる。 ただし、優先順位については資格確認資料提出後には変更できない。 また、複数の候補者を提出した者が落札者となる場合、競争参加資格確認は優先順位が第１位の者のみについて行う。ただし、その者が他工事の配置予定技術者として落札決定を受けた時に限り、次順位者を確認して、配置を認めるものとする。（次順位以降の審査も同様とする。） エ　資格確認資料提出時に配置技術者が専任で配置する必要のある他工事に従事中の監理技術者、主任技術者、専門技術者、現場代理人及び担当技術者（以下「技術者等」という。）のいずれかである場合は、他工事の契約上の工期の終期が、令和元年８月２３日（以下「指定日」という）以前である場合、配置技術者として申請できるものとする。 また、他工事の契約上の工期の終期が指定日の翌日以降の場合、指定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。 オ　複数の工事に、同一の技術者を配置技術者として資格確認資料を提出することは可能であるが、先に開札が行われた工事で落札決定があり専任の配置技術者に決定された場合、その後に開札を実施した工事では当該配置技術者の申請は		

	無効として取り扱う。 なお、他工事で落札者となったため、配置技術者を配置できなくなった場合は速やかに連絡すること。 カ　落札後、工事の施工にあたって、上記ウで確認した配置技術者を変更できるのは病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。
そ の 他	ア　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。 イ　島根県における県税の滞納がない者であること。 ウ　入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和６３年５月３１日管発第１８１号）による指名停止を受けていないこと。 エ　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ○資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 （ア）親会社と子会社の関係にある場合。 （イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。 ○人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。 ただし、(ア）については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 （ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。 （イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。 ○その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。 その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。 同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。 オ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号)）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

4　入札手続き

本件工事に係る入札手続きについては、紙入札方式による。

5　競争参加資格に関する事項

（1）提出する書類

入札参加を希望する者は、メール送信、FAX 送信又は郵送にて資格確認資料を提出すること。

なお、メール送信の場合の資格確認資料はＰＤＦ形式とすること。

・メールアドレス：　kousha@forestry-shimane.or.jp

・Ｆａｘ番号　　：　０８５２－２１－４３７５

・郵便送付先　　：　〒690-0876　島根県松江市黒田町４３２番地１

公益社団法人 島根県林業公社 総務企画課宛て

資格確認資料	ア　以下の（ア）から（ウ）の中から、記３「工事実績等」アに該当することが分かるものを提出すること。 （ア）コリンズの「工事カルテ（写)」又は「登録内容確認書（写)」(いずれも竣工登録に限る) （イ）竣工検査済証等、発注者が作成したもの （ウ）発注者が証明したもの（写しも可） ※（ア）から（ウ）の複数資料の組み合わせも可 イ　配置技術者届（別記様式第１号 総合評価方式以外の簡易型一般競争入札用）以下の資料を添付すること。 （ア）記３「配置技術者」アに該当することがわかる以下の資料を添付すること。 【建設業法第７条第２号イに該当する場合】 ・実務経験証明書＋卒業証明書又は監理技術者資格者証 【建設業法第７条第２号ロに該当する場合】 ・実務経験証明書又は監理技術者資格者証 【建設業法第７条第２号ハに該当する場合】 ・資格が確認できる資料（資格証明書、監理技術者資格者証等） ※実務経験証明書は建設業の許可申請に準じて作成すること。 （イ）技術者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等) （ウ）現在従事中の工事がある場合は、指定日以前に配置を外れることが確認できる以下の資料をいずれか一つ添付すること。 【従事中工事の契約工期が指定日以前に終わる場合】 ・コリンズの「工事カルテ（写)」又は「登録内容確認書（写)」 ・発注者に提出した従事中工事の工程表（コリンズ登録が無い場合に限る。） 【従事中工事の契約工期が指定日を超えているが、配置可能な場合】 ・実地竣工が確認できる書類 ・従事中他工事の配置を外れることについての発注者からの承諾書 ウ　業態調書（様式第２号）(該当がない場合はその旨記載すること)

（２）資格確認資料提出期間

資格確認資料 提出期間	令和元年７月１６日　９時００分 ～ 令和元年７月２３日　１６時００分

競争参加資格の審査は提出された資料のみで行うので、必要な資料を確実に提出すること。

提出期限以降の訂正、差し替えは認められない。

（3）競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は、公益社団法人島根県林業公社ホームページからダウンロードすること。

（4）競争参加資格の確認は、落札者を決定する時点で行うものとし、競争参加資格がないと認められた者については通知する。その他の者については通知しない。

（5）競争参加資格がないと認めた者による苦情申立て

競争参加資格がないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。

説明を求める者は､競争参加資格審査の結果を通知した日の翌日から７日以内(休日を含まない)に、書面を１の担当課へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、原則として書面を受け取った日の翌日から７日以内（休日を含まない）に書面で回答する。また、申立者の提出した書類及び回答書は閲覧所で公表する。

（6）再苦情申立て

（5）の回答に不服がある者は、回答を受けた日の翌日から起算して７日（休日を含まない）以内に、書面により、公益社団法人島根県林業公社理事長に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとする。

【提出先】　〒690-0876　島根県松江市黒田町４３２番地１
公益社団法人 島根県林業公社 総務企画課
電話 0852-32-3185

6　設計図書等の閲覧

閲覧期間	令和元年７月１６日(公告の日)～開札日以降３０日間
閲覧場所	〒690-0876　島根県松江市黒田町４３２番地１ 公益社団法人 島根県林業公社

7　設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、メール送信、FAX 送信又は郵送にて提出するものとする。

提出期限	令和元年７月２３日　１６時００分
回 答	メール送信又は FAX 送信にて回答する。

8　入札方法及び開札等に関する事項

入札に参加する者は､下記の通り紙入札方式により入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を提出すること。開札は、以下の日時とする。

（1）開札の場所

島根県松江市黒田町４３２番地１　島根県土地改良会館　１Ｆ　中会議室

（2）開札の期日

開始日時	令和元年７月２５日　　１３時３０分 から
添付書類	工事費内訳書
立会人に関する事　項	紙入札において代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

（3）入札条件等　詳細は本書または、仕様書等に記載。

（４）一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

（５）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

９　入札の辞退

（１）入札書提出期限までは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書を提出した後の辞退は認めない。

（２）入札を辞退する者は、入札書提出期限までに辞退届を提出すること。

１０　入札の無効

次の入札は無効とする。

（１）同一人が同一事項について２以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

（２）入札公告で定める競争参加資格のない者がした入札

（３）入札公告で求める必要な資格確認資料を添付しない者、又は判読できない資格確認資料を添付した者がした入札

（４）工事費内訳書を提出しない者がした入札

（５）次のいずれかに該当する工事費内訳書を提出した者のした入札

ア　工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの

イ　「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの

ウ　端数調整を行っているもの

エ　設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの(建築関連工事を除く。)

オ　値引き表示のあるもの

カ　タテヨコ計算に違算があるもの

キ　設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）のもの（建築関連工事を除く。）

（６）入札書等の提出期限の日の翌日から落札者決定までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者の入札

（７）明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

（８）虚偽の申請書を提出した入札

（９）前各号に掲げるもののほか、入札公告等において示した入札条件に違反した入札

（１０）紙入札において、次に掲げるものに該当する入札書又は工事費内訳書を提出した者がした入札

ア　金額の記入がない入札書

イ　金額を訂正した入札書

ウ　入札書の工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書

エ　入札書の工事名、工事場所、商号若しくは名称（共同企業体の場合は、共同企業体名称及び代表者の商号又は名称)、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書

オ　誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

カ　入札者の押印のない工事費内訳書

１１　失格について

次の者は失格とする。

（１）最低制限価格を下回る価格を入札した者

（２）入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

１２　落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者について、競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、同じ最低価格をもって入札した者が２人以上ある場合はくじにより順位を付け、その上位の者から資格確認資料を審査する。

落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して２日以内に行い、結果を通知のうえ公表する。

１３　入札結果等の公表

落札者の決定した工事については、入札参加者全員に通知するとともに、公益社団法人島根県林業公社ホームページに掲載する。

入札結果等を閲覧に供するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

１４　その他

（１）落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

（２）落札決定通知後、７日以内に契約を締結すること。

（３）本件工事においては、加入義務のある社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していない者を全ての下請契約（２次下請以降も含む）において下請負人としてはならない。

（４）受注者が上記（３）に違反していると認める場合、違約罰の請求及び指名停止措置を行う。（ただし、発注者の指定した期間までに当該下請負人が社会保険等に加入し、発注者が加入を確認した場合はこの限りではない。）

（５）本件工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（６）入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は入札者の負担とする。

（７）その他詳細不明の点については、１の担当課に照会すること。